

重点支援地方交付金等を活用した文化施設への支援について

重点支援地方交付金等を活用した文化施設への支援について（依頼）（抄）

（令和7年12月17日各都道府県・指定都市文化施設担当部局宛事務連絡（文化庁企画調整課））

博物館、劇場・音楽堂等の文化施設（以下単に「文化施設」という。）については、その多くが高度経済成長期を経て1970年代～90年代に設置されており、一般的に鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数は50年であることから、一部の文化施設は既に老朽化により建て替え時期を迎えているとともに、多くは2040年代までに建て替え時期を迎えると考えられることが、文化審議会第2期文化施設部会の資料1においても示されているところだ。

このような中、文化施設に係る物価高騰への対応等に当たっての支援について活用可能な支援策を現時点で下記及び別添のとおりまとめましたので、他の自治体の事例も参考にしながら、自治体内の地方創生担当部局とも連携いただき、積極的な活用を御検討いただきますようお願いいたします。各都道府県におかれては、上記内容について十分の御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）への周知及び積極的な活用をお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容につきましては、重点支援地方交付金を所管しております内閣府地方創生推進室等とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 重点支援地方交付金の活用について

今般、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金の更なる追加が盛り込まれたことを踏まえ、その拡充も含め、令和7年度補正予算が国会において令和7年12月16日に可決・成立しました。（別添1参照）

当該交付金については、地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設における活用も認められているところであり、この「直接住民の用に

供する施設」には、施設利用者が利用料金を払って利用する文化施設が含まれます。

また、総合経済対策において、「国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが盛り込まれていることを踏まえ、重点支援地方交付金については、入札時や契約変更時において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分の上乗せを行うなど、地方公共団体が発注する請負契約における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のために活用することが可能であることが示されております。

（別添2参照）

これらを踏まえ、貴部局におかれては、文化施設に係る物価高騰への対応をはじめとする文化施設の設置・運営者の負担軽減に向けて、他の自治体の事例も参考にしながら、本交付金の積極的な活用を御検討いただき、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めてください。

また、事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されていることを明示いただくようお願い申し上げます。今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

別添1 令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（内閣府地方創生推進室事務連絡）

別添2 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用について（総務省自治行政局通知）※一部抜粋